

○山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両の事故防止等
対策協議会設置に伴う警察部内の報告・連絡要領

〔平成24年3月22日〕
通達（高速庶）第104号

（概要）

この要領は、国、県、消防、中日本高速道路株式会社及び関係団体が加入する山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両の事故防止等対策協議会において、警察が行う任務等を定めたものである。